2026年8月26日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
加入協会 一般社団法人資産運用業協会

『ｅＭＡＸＩＳ 高配当全世界株式（オール・カントリー）配当払出型／資産成長型〈愛称：オルカン高配当〉』の設定について

三菱UFJアセットマネジメント株式会社（東京都港区、取締役社長　川上（かわかみ）　豊（ゆたか）、以下「三菱UFJアセットマネジメント」）は、『ｅＭＡＸＩＳ 高配当全世界株式（オール・カントリー）配当払出型〈愛称：オルカン高配当〉』『ｅＭＡＸＩＳ 高配当全世界株式（オール・カントリー）資産成長型〈愛称：オルカン高配当〉』を新規に設定いたします。2026年9月30日（水）に設定、運用を開始いたしますので、ファンドの特色等についてお知らせします。

当ファンドはMSCI　オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、円換算ベース）の値動きに連動する投資成果をめざします。

当ファンドは NISA の成長投資枠の対象です（販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください）。ファンドの詳細については次のページ以降をご覧ください。

・当ファンドの有価証券届出書を2026年8月26日（水）に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

『ｅＭＡＸＩＳ 高配当全世界株式（オール・カントリー）配当払出型〈愛称：オルカン高配当〉』

■委託会社（ファンドの運用の指図等）	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
■受託会社（ファンドの財産の保管・管理等）	三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
■販売会社（購入・換金の取扱い等）	株式会社ＳＢＩ証券 楽天証券株式会社 マネックス証券株式会社 株式会社スマートプラス※ （2026年9月30日より取扱開始）

※三菱UFJアセットマネジメント株式会社は、株式会社スマートプラスと共同で投資信託取引サービスを提供しております。

『ｅＭＡＸＩＳ 高配当全世界株式（オール・カントリー）資産成長型〈愛称：オルカン高配当〉』

■委託会社（ファンドの運用の指図等）	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
■受託会社（ファンドの財産の保管・管理等）	三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
■販売会社（購入・換金の取扱い等）	株式会社ＳＢＩ証券 楽天証券株式会社 マネックス証券株式会社

『ｅＭＡＸＩＳ 高配当全世界株式（オール・カントリー）配当払出型〈愛称：オルカン高配当〉』の設定について

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	内外	株式	インデックス型	その他資産	年4回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	なし	その他（MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、円換算ベース））

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券（株式　一般）です。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

ファンドの目的

MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、円換算ベース）の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色1　MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、円換算ベース）をベンチマーク（以下「対象インデックス」という場合があります。）とします。
- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

「MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数」について

MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、親指数（MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス）の中から、配当の持続性・成長性、財務品質*、株価パフォーマンスなどのスクリーニングを経た銘柄のうち、配当利回りが親指数の1.3倍以上である銘柄が採用されます。
*財務品質は、自己資本利益率（ROE）、利益の安定性、負債比率等を用いて評価されます。

MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、円換算ベース）は、MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。
MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

<運用プロセスのイメージ>

ステップ1：投資対象ユニバースの作成

ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

ステップ2：ポートフォリオ案の作成

モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

ステップ3：売買執行

売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

ステップ4：モニタリング

一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

<対象インデックスの国・地域別構成比率>

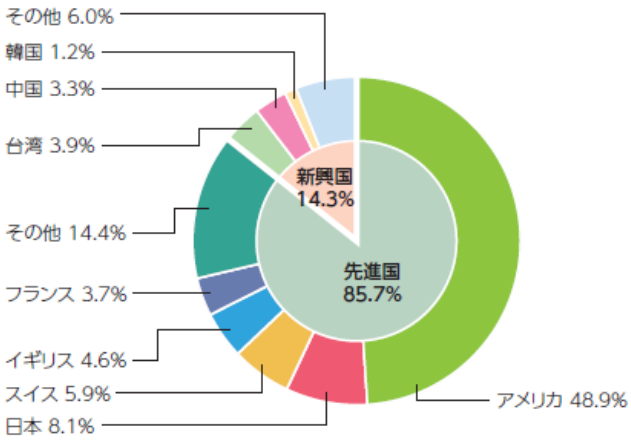

先進国・地域 (23カ国・地域)

アメリカ	シンガポール	ノルウェー
日本	スペイン	デンマーク
スイス	オランダ	アイルランド
イギリス	スウェーデン	ベルギー
フランス	香港	ポルトガル
ドイツ	イタリア	ニュージーランド
カナダ	イスラエル	オーストリア
オーストラリア	フィンランド	

新興国・地域 (24カ国・地域)

台湾	マレーシア	トルコ
中国	ポーランド	チリ
韓国	インドネシア	エジプト
インド	カタール	チェコ
サウジアラビア	タイ	クウェート
南アフリカ	ハンガリー	コロンビア
アラブ首長国連邦	ギリシャ	
メキシコ	フィリピン	
ブラジル	ペルー	

•表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。
•MSCI Inc.のデータを基に三菱UFJアセットマネジメント作成(2026年5月末現在)

特色2 主として日本を含む世界各国(新興国を含みます。)の金融商品取引所に上場している株式等(DR(預託証書)を含みます。)への投資を行います。

● 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等および上場投資信託証券の実質投資比率が100%を超える場合があります。

DR(預託証書)とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

※実際の運用は海外高配当利回り株インデックスマザーファンド、日本高配当利回り株インデックスマザーファンドを通じて行います。

※新興国の株式等への投資にあたっては、信託財産の効率的な運用のため、上場投資信託証券に投資を行う場合があります。

全世界(日本を含む先進国・新興国)の株式等を対象とします。

特色3 原則として、為替ヘッジは行いません。

● 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色4 年4回の決算時(3・6・9・12月の各14日(休業日の場合は翌営業日))に収益の分配を行います。

- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 原則として、分配対象額のうち、経費等控除後の配当等収益の全額を分配します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2026年12月14日です。)

■ファンドの仕組み

運用は主に海外高配当利回り株インデックスマザーファンド、日本高配当利回り株インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場している株式等へ投資するファミリーファンド方式により行います。

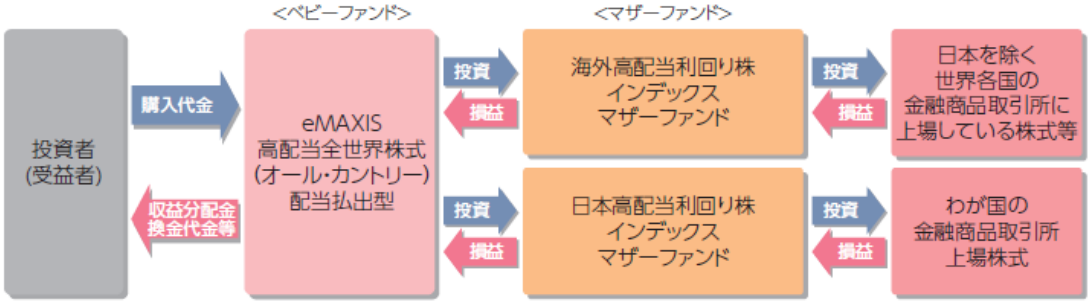

・海外高配当利回り株インデックスマザーファンドは、MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。
・日本高配当利回り株インデックスマザーファンドは、MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数(日本部分、配当込み)に連動する投資成果をめざします。

■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。(注)
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(注)委託会社やその親会社に係る資本規制のため、特定の銘柄を組み入れない場合があります。

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**
したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用リスク	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。
カントリー・リスク	新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
  投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
  収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ファンドは、MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、現物株式投資の代替で投資した株価指数先物取引等と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、並びにその解消や低減に期間を要する場合があること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、委託会社やその親会社に係る資本規制により、特定の銘柄への投資を行わないことがある等の要因によりカイ離を生じることがあります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

日々の純資産総額に対して、**年率0.165%（税抜 年率0.15%）以内**をかけた額

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 ×（保有日数／ 365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率（税込 年率）	配分（税抜 年率）			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
5,000億円未満の部分	**0.1650%**	0.150%	0.080%	0.050%	0.020%
5,000億円以上 1兆円未満の部分	**0.1628%**	0.148%	0.079%	0.050%	0.019%
1兆円以上の部分	**0.1606%**	0.146%	0.078%	0.050%	0.018%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

※上場投資信託証券（ETF）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券の費用は表示しておりません。

<各支払先が運用管理費用（信託報酬）の対価として提供する役務の内容>

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。

・監査法人に支払われるファンドの監査費用
・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
・海外高配当利回り株インデックスマザーファンドの換金に伴う信託財産留保額
・その他信託事務の処理にかかる諸費用　等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用（信託報酬）および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

『ｅＭＡＸＩＳ 高配当全世界株式（オール・カントリー）資産成長型〈愛称：オルカン高配当〉』の設定について

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	内外	株式	インデックス型	その他資産	年1回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	なし	その他（MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、円換算ベース））

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券（株式　一般）です。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

ファンドの目的

MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、円換算ベース）の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色1 MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、円換算ベース）をベンチマーク（以下「対象インデックス」という場合があります。）とします。
- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

「MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数」について

MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、親指数（MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス）の中から、配当の持続性・成長性、財務品質*、株価パフォーマンスなどのスクリーニングを経た銘柄のうち、配当利回りが親指数の1.3倍以上である銘柄が採用されます。

*財務品質は、自己資本利益率（ROE）、利益の安定性、負債比率等を用いて評価されます。

MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、円換算ベース）は、MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。
MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

<運用プロセスのイメージ>

ステップ1：投資対象ユニバースの作成

ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

ステップ2：ポートフォリオ案の作成

モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

ステップ3：売買執行

売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

ステップ4：モニタリング

一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

<対象インデックスの国・地域別構成比率>

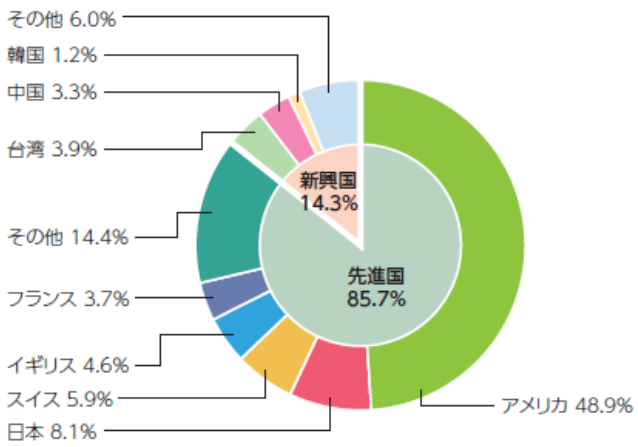

先進国・地域 (23ヵ国・地域)

アメリカ	シンガポール	ノルウェー
日本	スペイン	デンマーク
スイス	オランダ	アイルランド
イギリス	スウェーデン	ベルギー
フランス	香港	ポルトガル
ドイツ	イタリア	ニュージーランド
カナダ	イスラエル	オーストリア
オーストラリア	フィンランド	

新興国・地域 (24ヵ国・地域)

台湾	マレーシア	トルコ
中国	ポーランド	チリ
韓国	インドネシア	エジプト
インド	カタール	チェコ
サウジアラビア	タイ	クウェート
南アフリカ	ハンガリー	コロンビア
アラブ首長国連邦	ギリシャ	
メキシコ	フィリピン	
ブラジル	ペルー	

•表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。
•MSCI Inc.のデータを基に三菱UFJアセットマネジメント作成(2026年5月末現在)

特色2 主として日本を含む世界各国(新興国を含みます。)の金融商品取引所に上場している株式等(DR(預託証書)を含みます。)への投資を行います。

● 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等および上場投資信託証券の実質投資比率が100%を超える場合があります。

DR(預託証書)とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

※実際の運用は海外高配当利回り株インデックスマザーファンド、日本高配当利回り株インデックスマザーファンドを通じて行います。

※新興国の株式等への投資にあたっては、信託財産の効率的な運用のため、上場投資信託証券に投資を行う場合があります。

全世界(日本を含む先進国・新興国)の株式等を対象とします。

特色3 原則として、為替ヘッジは行いません。

● 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色4 年1回の決算時(9月14日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

● 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2027年9月14日です。)

■ファンドの仕組み

運用は主に海外高配当利回り株インデックスマザーファンド、日本高配当利回り株インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場している株式等へ投資するファミリーファンド方式により行います。

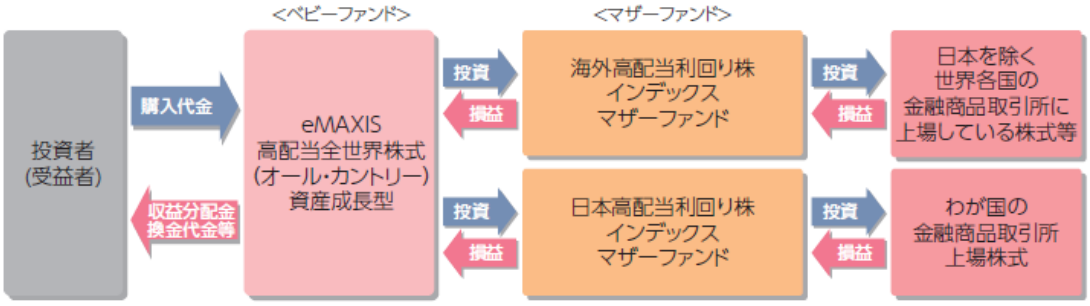

・海外高配当利回り株インデックスマザーファンドは、MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。
・日本高配当利回り株インデックスマザーファンドは、MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数(日本部分、配当込み)に連動する投資成果をめざします。

■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。(注)
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(注)委託会社やその親会社に係る資本規制のため、特定の銘柄を組み入れない場合があります。

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。
MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。
当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**
したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用リスク	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。
カントリー・リスク	新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
  投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
  収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ファンドは、MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス高配当利回り指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、現物株式投資の代替で投資した株価指数先物取引等と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、並びにその解消や低減に期間を要する場合があること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、委託会社やその親会社に係る資本規制により、特定の銘柄への投資を行わないことがある等の要因によりカイ離を生じることがあります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

日々の純資産総額に対して、**年率0.165%（税抜 年率0.15%）以内**をかけた額

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 ×（保有日数／ 365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率（税込 年率）	配分（税抜 年率）			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
5,000億円未満の部分	**0.1650%**	0.150%	0.080%	0.050%	0.020%
5,000億円以上 1兆円未満の部分	**0.1628%**	0.148%	0.079%	0.050%	0.019%
1兆円以上の部分	**0.1606%**	0.146%	0.078%	0.050%	0.018%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
※上場投資信託証券（ETF）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券の費用は表示しておりません。

<各支払先が運用管理費用（信託報酬）の対価として提供する役務の内容>

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。
・監査法人に支払われるファンドの監査費用
・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
・海外高配当利回り株インデックスマザーファンドの換金に伴う信託財産留保額
・その他信託事務の処理にかかる諸費用　等
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用（信託報酬）および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。
※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJアセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
■委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により当ファンドの有価証券届出書を 2026 年 8 月 26 日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。なお、有価証券届出書の届出の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。

以上